

## 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針二〇〇四」に基づく政府からの要請により、昨年八月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、小泉内閣総理大臣に対し、その改革案を提出しました。

しかしながら、昨年十一月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成十六年度分を含め概ね三兆円とし、その約八割を明示したものの、残りの約二割については、平成十七年中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況です。

よって、江戸川区議会は、国及び政府に対し、平成五年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めます。

### 記

- 一 地方六団体の改革案を踏まえた概ね三兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 二 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 三 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 四 地方六団体の改革案で示した平成十九年度から二十一年度までの第二期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
- 五 地方交付税制度については、「基本方針二〇〇四」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。また、国庫補助負担金等を地方交付税で措置する場合においても、不交付団体を含め適切な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十七年六月十五日

江戸川区議会議長 渡部 正明

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣

財務大臣・内閣官房長官・郵政民営化経済財政政策担当大臣 あて